

< 協議決定事項 >

- (1) 仙台市農政推進協議会要綱第5条第1項の規定により、検討委員会を設置すること
- (2) 仙台市農政推進協議会検討委員会要領第2の規定により、検討委員会の名称を「仙台市農業施策基本方針検討委員会」とすること
- (3) 仙台市農政推進協議会検討委員会要領第2の規定により、検討委員会に農業施策基本方針見直し素案の検討について付託すること

【主な検討事項】

- ① 施策の柱
 - ・ 方針
 - ・ 講ずべき施策
- ② 推進体制